◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１１８号(H23. 10. 28)◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（１０月２１日～１０月２７日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）乗合バスが交差点で軽乗用車と衝突した事故
（３）貸切バスなど４台が多重衝突した事故
（４）タクシーが歩行者を撥ねた事故
（５）タクシー運転者が酒気帯び運転による事故
（６）個人タクシーが線路に転落し列車と衝突した事故
（７）トラックが高速道路上に停車していた軽自動車に追突した事故
２．平成２３年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を実施します。（再周知）
３．９月及び１０月は、「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。（再周知）

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝７件】（１０月２１日～１０月２７日分）

（１）乗合バスの車内事故

１０月２１日（金）午前８時３０分頃、東京都において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客約５０名を乗せて運行中、ブレーキをかけたところ、乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客のうち１名（女性、３４歳）が左足首骨折の重傷、他５名が軽傷を負った。

事故当時、当該バスは時速約２５キロメートルで片側二車線のうちの左側の道路を走行していが、右側の車線を走行してきた乗用車が、左前方のガソリンスタンドに入るために当該バスの前方に割り込んできたことから、当該バスの運転者は衝突を避けるため急ブレーキをかけた模様。

（２）乗合バスが交差点で軽乗用車と衝突した事故

１０月２４日（月）午後１時３０分頃、愛知県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、交差点を通過しようとしたところ、左側から当該交差点に進入してきた軽乗用車と衝突した。

この事故により、当該バスの乗客１名（女性、７２歳）が骨盤を骨折する重

傷を負った。
　事故現場は、片側一車線の見通しのよい信号機のない交差点で、当該軽乗用車が一時停止義務を怠り左折しようとしたため、当該バスの運転者はブレーキをかけたが間に合わず、当該バスの前部左側と当該軽乗用車の後部右側が衝突した。
　事故当時、２名の乗客は当該バスの最後部の座席の右側に着座していた模様。

（３）貸切バスなど４台が多重衝突した事故
　１０月２１日（金）午前４時３０分頃、愛知県の高速道路において、千葉県に営業所を置く貸切バスが乗客３１名を乗せて運行中、前方を走行していた中型トラックに追突し、さらに当該貸切バスの後方を走行していた大型ダンプカーが当該貸切バスに接触した。当該大型ダンプカーは接触後横転し、積み荷（７０センチメートル四方のプレスされた鉄屑約１０個）が当該道路に散乱したところに、別の貸切バス（乗客２１名）がこの積み荷に衝突した。
　この事故により、積み荷に衝突した貸切バスの乗員、乗客９名と横転した大型ダンプカーの運転者が軽傷を負った。最初に追突した貸切バスの乗客に負傷はなし。
　この事故の影響で、当該高速道路の一部区間が６時間半通行止めとなった。

（４）タクシーが歩行者を撥ねた事故
　１０月２１日（金）午後１１時頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが走行中、右側から左側へ道路を横断してきた歩行者（男性、７２歳）に気付くのが遅れたため、この歩行者を撥ねた。
　この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。
　事故現場は、横断禁止の片側二車線の道路で、事故当時、当該タクシーは右側の車線を走行していた。

（５）タクシー運転者が酒気帯び運転による事故
　１０月２４日（月）午後６時１０分頃、福岡県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客を降ろした後、方向転換のため後退したところ、当該タクシーの後方で自転車を押していた歩行者と接触した。
　この事故により、当該歩行者が左足に軽傷を負った。
　事故後、警察による現場検証の際、当該タクシーの運転者から酒の臭いがしたため、警察が当該タクシーの運転者の呼気を確認したところ、呼気１リットル当たり０．３５ミリグラムのアルコールが検出されたため、警察は当該タクシーの運転者を道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕した。
　当該運転者は、同日午前６時３０分に乗務前点呼を対面で受けたが、酒気を帯びているなどの異常は認められなかった模様。

（６）個人タクシーが線路に転落し列車と衝突した事故

１０月２４日（月）午後７時５０分頃、東京都において、都内に住所を置く個人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、急な右カーブの道路脇にあるガードレールとフェンスをなぎ倒して路外に逸脱、約７．５メートル下の線路に転落し、走行してきた列車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの運転者（男性、７４歳）が胸などを強く打ち搬送先の病院で死亡し、当該タクシーの乗客が腕や足の骨を折る重傷を負った。当該列車の乗客約１５００名に負傷者はなし。

事故当時、当該タクシーは、当該カーブの手前で停車して、運賃のおつりの受け渡しを行っていた際、当該タクシーの運転者がアクセルを踏み込んだため急発進した模様。

この事故の影響で、当該列車の路線が５時間近くにわたり不通となった。

（７）トラックが高速道路上に停車していた軽自動車に追突した事故

１０月２３日（日）午前１０時４０分頃、岩手県の高速道路において、青森県に営業所を置く大型トラックが走行中、道路上に停車していた軽自動車に追突した。

この事故により、当該軽自動車の乗員２名が死亡した。

事故現場は、見通しの良い片側二車線の道路で、事故当時、当該トラックは左側の車線を走行していたが、前方を走行していた乗用車が右側の車線へ車線変更した後、当該トラックの運転者は前方に停車している軽自動車を発見し、衝突を回避しようとしたが間に合わず追突した模様。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【２．平成２３年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を実施します。】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から平成２３年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を実施いたします。

（募集概要）

○補助対象：自動車運送事業者（東日本大震災の影響の大きかった地域（東北運輸局管内、茨城県及び千葉県）の営業所に所属する車両に限る。）に対し、デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダの取得に係る経費に対し補助を行います。

○申請受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等

○申請受付時間：平成２３年１０月３１日（月）～１１月１１日（金）
９時～１６時

※受付終了時刻の直前は混雑が予想されますのでご注意ください。

※申請期間中に申請総額が予算額に達した場合には、申請期間中であっても申請受付を終了いたします。

○申請受付方法：申請受付場所への申請書類持ち込み（郵送不可）

詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。
（ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000061.html ）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【３．９月及び１０月は、「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。】

＜ あなたと地球にやさしい、クルマの愛情点検。＞

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検整備（日常点検及び定期点検）を行うことが必要です。

このため、国土交通省は、関係団体等と協力して「自動車点検整備推進運動」実施し、ユーザーへの呼びかけ等により、点検整備の確実な実施を推進してきているところです。例年、９月及び１０月は、強化月間として特に強力に運動を展開しております。

詳しくは、＜ http://www.tenken-seibi.com/ ＞をクリック！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜ jiko-antai@mlit.go.jp ＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）
（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html ）

【参考】

＊自動車局ホームページ
（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html ）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（ www.mlit.go.jp/RJ/ ）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆